

定額減税補足給付金(不足額給付)

高知市から 給付金のご案内

令和6年1月2日
以降に高知市に
転入・入国した



裏面 **A** へ

専従者もしくは
合計所得48万円超で
定額減税の
対象となっていない



裏面 **C** へ

令和6年度住民税が
定額減税されたが
令和6年中は
収入がなかったため
税の申告をしていない



裏面 **B** へ

該当の方は、
**お申出により給付金を
受給**できる場合があります

詳しくは裏面をご覧ください



高知市定額減税補足給付金(不足額給付)の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、
お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

高知市定額減税補足給付金(不足額給付)は、デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)の一環として行われた定額減税、定額減税補足給付金(調整給付)及び低所得世帯向け給付金に関連する給付金です。

※定額減税は、令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行う制度です。

※定額減税補足給付金(調整給付)は、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、定額減税しきれないと見込まれる部分を調整するために、令和5年分所得情報に基づき令和6年度に実施したものです。なお、以下では当該給付金を「当初調整給付」といいます。

給付金の支給対象に該当すると思われる方はお問い合わせください



申出により給付金の対象となる可能性がある例

※対象となるかどうか、詳細はホームページをご確認ください。

A 令和6年1月2日以降に高知市に転入・入国した方のうち、

→ 令和6年6月4日以降の修正申告等により、令和6年度個人住民税で定額減税しきれなかった額が増えた方

「定額減税しきれなかった額が増えた」とは… (例1) 令和6年度個人住民税所得割が減少した (例2) 令和6年度個人住民税が非課税(未申告含む)から課税となり、定額減税しきれなかった額が新たに発生した

→ 令和6年中収入がなかったため、税の申告をしていない → **B** へ

→ 専従者もしくは合計所得48万円超の方 → **C** へ

B 令和7年1月1日時点で高知市で居住しており、令和6年度個人住民税において定額減税がされているが、令和6年中収入がなかったため、令和6年分所得税及び令和7年度個人住民税の申告をしていない方

C 専従者もしくは合計所得48万円超で、以下の①～④のすべてに該当し、8月末時点で高知市から当該給付金の通知文書が届いていない方

- ①令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割のどちらも定額減税前税額が0円である
- ②青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得48万円超のいずれかに該当する
- ③低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主や世帯員に該当しない
- ④当初調整給付の対象に該当しない(扶養親族として対象となっていた場合も含む)

給付額

※A・Bの給付額の算出方法は同じです。詳細はホームページをご確認ください。

令和7年に計算した定額減税しきれなかった額が当初調整給付額を上回った額

A	令和7年に計算した 定額減税しきれなかった額	－	令和6年度 当初調整給付額 (※1)	=	令和7年度 不足額給付額 (※2)
----------	---------------------------	---	--------------------------	---	-------------------------

※1 当初調整給付の対象となっていない方は、この値が0となります。

※2 計算により「給付額」が0以下になる方は給付金の対象となりません。

C 4万円 ※令和6年1月1日時点で国外居住であった場合3万円



申出期限

申出はお早めに!

令和7年**10月31日(金)まで**

高知市HP

詳細はHPを
ご確認ください



給付金の制度
概要について



申請について

お問い合わせ

高知市健康福祉総務課 給付金担当
受付時間 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

TEL 088-856-6935